



# YELL・Spirits エール・スピリッツ

2014年4月号

## Contents

発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：info@sr-yell.com



- 代表より ●執筆記事のご案内 ●プロジェクトの取組み ●拡充されたキャリアアップ助成金 ●4月スタート！産前産後休業の社会保険料免除 ●労務相談室 ●エールからのお願い ●スタッフコラム

鎌倉です。早いものでもう4月。新入社員を迎えられた企業様も多いのではないのでしょうか。

この春、小学2年生になった娘の学習サービスで「へえ！」と驚くサービスがあり、人材育成にも通じる考えさせられることがあったのでご紹介したいと思います。(学習教材の宣伝ではないですよ)

4月から小学2年生の娘の教材が、これまでの本の教材からタブレット端末になりました。

毎月、新しい教材や情報が配信される仕組みで、子供の学習取り組み状況があらかじめ登録した親のメールに飛んでくるので、親は離れていても学習の進捗が確認できるというもの。子供がどのくらいの時間取り組んでいて、最後まで終わったかどうかメールで確認できる他、親から子供に応援メールが送れるという内容です。

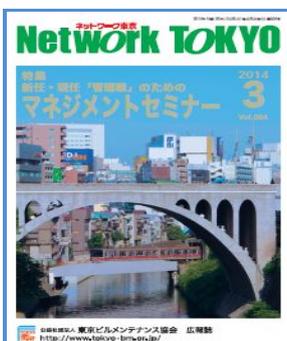
これまで携帯などは与えていなかったのですが、このタブレットには子供に夢中になる要素があるようで、娘はすぐに操作に慣れ、あっという間に1ヶ月分の問題を終えてしまいました。漢字の書き順もタブレットだとすぐに修正してくれるのですよね。自分が子供の頃は、ノートに必死になって書いて覚えたものですが……。

この学習方法の是非はともかくとして、子供に夢中になった要素を聞いてみると、気が付きが沢山ありました。

- ① すぐに回答の○×がフィードバックされるので、すぐに見直しできる！
  - ② がんばるとキャラクターと一緒によるこんで、ほめてくれる！
  - ③ 全部正解するとおまけの映像がある！
  - ④ 何よりも普段いないママがメールで応援してくれるのがうれしい！
- というものでした。

これまで夜中に丸付けをして励ましていたつもりだった私には、かなり衝撃的でした。それとともに、子供だけでなく、大人も同じかもしれない……と感じました。皆様は取り組みにフィードバックすること、一緒に取り組んで成功を喜ぶこと、誉めること、成果への報酬を与えること、見守り、応援すること……できていますか？

……大いに反省した私です。 さあ、新年度、気持ちも新たに頑張っていきましょう！



鎌倉が今年度も労務コーナーを連載執筆しています



エールではこの春、顧問先企業様のサービスを充実させるプロジェクトに取り組んでいます。現在、手続・給与計算をご依頼頂いている顧問先企業様向けに**便利にご活用頂ける労務ファイル(労務書式の入ったCD-R付き)**を企画中です。

この他にもいろんなアイデアを温めておりますので待っててくださいね！

助成額拡充

# キャリアアップ助成金

～助成額がアップしている今がチャンス！～

今や全労働者の1/3を超える数となった有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用。不安定、低処遇となりがちな非正規雇用労働者のキャリアアップや処遇改善に取り組む事業主を支援する目的とした本助成金は従来からありますが、この度、期間を限定してその助成額等が拡充されました。期間雇用や派遣社員を正社員に登用したい企業様は、是非活用を検討されてはいかがでしょうか？

## どんな助成金？

それぞれ支給要件や内容の異なる複数のコースが用意されています。

- ① 正規雇用等転換コース : 正規雇用へ転換する制度を規定し、実施する。
- ② 人材育成コース : 訓練計画を作成し、実施する。
- ③ 処遇改善コース : 基本給の賃金テーブルを改定し、一定以上増額させる。
- ④ 健康管理コース : 「法定外健康診断制度」を規定し、実施する。
- ⑤ 短時間制正社員コース : 「短時間正社員制度」を規定し、転換や雇い入れを行う。
- ⑥ 短時間労働者の週所定労働時間延長コース : 短時間労働者の労働時間を延長する。



選択によっては、複数のコースを同時に適用することも可能です。

## 助成額等の拡充はいつまで？

平成 26 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

## 具体的な助成額は？

例として、今回特に使い勝手がよく、拡充の大きい「正規雇用等転換コース」の額をご紹介します。

① 有期雇用→正規雇用	一人あたり 50 万円 (40 万円)
② 有期雇用→無期雇用	一人あたり 20 万円 (15 万円)
③ 無期雇用→正規雇用	一人あたり 30 万円 (25 万円) ( )額は大企業の額

※無期雇用とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用でないものをいいます。



## 【注目ポイント】

- ・1 年度 1 事業所当たり 15 人まで活用可能(②は 10 人まで)
- ・上記の額にさらに加算があるケースもあり

例) 母(父)子家庭の母(父)が対象者の場合 : ①は 10 万円、②③は 5 万円が加算  
派遣労働者を正規雇用として直接雇用する場合: 10 万円が加算

## 対象となる労働者は？

### ◆◇正規雇用等転換コースの場合◆◇

- ① 有期労働契約にて雇用される期間が通算して6か月以上の有期雇用労働者
- ② 雇用される期間が6か月以上の無期雇用労働者
- ③ 派遣先事業所にて、同一の業務に6か月以上の期間継続して従事している派遣労働者
- ④ 有期実習型訓練(※)を受講し、終了した有期契約労働者

※ハローワーク等で交付を受ける事が出来るジョブ・カードの交付を受けた訓練対象者に Off-JT と OJT を組み合わせた 3-6 カ月の職業訓練を計画し実施するものです。

## 支給要件にはどんなものがある？

### 【全コース共通】

- ・事前に「**キャリアアップ計画**」を作成し、**労働局の確認を受けること。**
- ・上記計画の策定などを担当するものとして「**キャリアアップ管理者**」を設置すること。

### ●キャリアアップ計画について●

「キャリアアップ計画」とは、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、おおまかな取り組みのイメージをあらかじめ記載するものです。

具体的には下記のような項目を定めることとなります。

- ①計画期間(3-5年程度)
- ②対象者(部門や勤続年数等を定める事が出来ます)
- ③目標(対象者の中から何名程度の転換を目指すのか等)
- ④目標達成のための措置(昇格試験の導入などといった制度整備等)
- ⑤計画全体の流れ

その他、各コース毎にもそれぞれ要件が設けられています。

たとえば…【正規雇用等転換コースの場合】

- 「**正規雇用等への転換**」に関する事項(条件や時期など)を**就業規則等に規定として設けること。**
- 上記の転換後、6か月以上の期間継続して雇用すること。
- 無期雇用への転換の場合、転換前の基本給より5%以上の上昇がなされていること。

など



## 社労士からアドバイス

各コース毎にも異なる要件が設けられていることから活用するには注意が必要ですが、それは一方では、各企業が自社にあったコースを選択できるということでもあります。

選択コースによっては複数のコースの併給も可能ですから、活用されたい企業はしっかり検討して、計画を立案しましょう。活用を検討される企業様は弊社担当までご連絡下さい。

# 産前産後休業期間中の社会保険料免除

これまで「育児休業期間中」については免除されていた社会保険料ですが、「産前産後休業期間中」についても同様に、平成 26 年 4 月から保険料が免除される事となりました。

免除されるのは本人分だけでなく会社負担分でもあり、その点も現行の育児休業における制度と同じです。免除の対象となる期間が拡大した、と捉えると分かりやすいかもしれません。



**制度説明の前に要点をおさらい！**

産前産後休業：産前休業＝出産予定日以前 6 週間、産後休業＝出産日の翌日から 8 週間

育児休業：産後休業終了後、原則 子が 1 歳になるまで。

## ●免除対象となる保険料は？

産休開始日の属する月から、産休終了日の翌日の属する月の前月までの保険料

【例①】産前休業開始日：6/10 産後休業終了日：9/25

→ 6 月分～8 月分の保険料が免除となります。

【例②】産前休業開始日：6/15 産後休業終了日：9/30

→ 6 月分～9 月分の保険料が免除となります。

★終了日の「翌日」は 10/1 となるため、その前月までの保険料、つまり 9 月分保険料も免除の対象となります



【ここでワンポイントメモ】

「…翌日の属する月の前月まで」とわかりにくい表現ですが実は退職に伴う社会保険の資格喪失の時も同じ考え方になります。よくご質問も受ける箇所ですので、この機会に確認しましょう。

(5 ページの労務相談室でも取り上げています。)

## ●免除の対象となる方

平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方。

※出産が法改正前(4 月前)の方も対象となります(ただし保険料免除の対象となるのは 4 月以降分)

## ●保険料免除に必要な手続きは？

「産前産後休業取得者申出書」を年金事務所に提出します。



【ここに注意！】

- ・提出は「産休期間中」に行う必要があります。
- ・免除申請をした産休から引き続き育児休業を取得する場合であっても、育児休業期間についても免除を受ける為には、別途「育児休業取得者申出書」の提出が必要となります。
- ・添付書類は特にありません。

## ●保険料免除と年金額との関係

厚生年金の計算上は休業前の標準報酬月額が用いられます。

つまり将来受け取る年金額には影響はありません(この点も育児休業期間の免除と同じです)

### まとめとアドバイス

今回の制度改正によるメリット、デメリット(注意点)をまとめると…

【メリット】・ 保険料負担が労使ともなくなる。

・ 給与の支払いが無い為天引き出来ない保険料を、従業員から別途徴収する手間が不要となった。

【注意点】・ 必要な手続き(書類)が増えるのでお忘れなく！！

★ 出産・育児に関しては元々、関連する手続きが多く、それぞれに提出のタイミングも決まっています。産前休業、出産、産後休業、育児休業、養育期間、と数年に及ぶケースもありますので、会社と対象となっている従業員の双方が、長期的な流れを早い段階で(出産後は本人も忙しくなりますので)確認しておく和良好的でしょう。



yeil

労務相談室

【今月のテーマ】

退職時の社会保険料について

Q

従業員が退職したとき、社会保険料は何月分までかかるのですか？

A

入社した日の属する月から退職日の翌日が属する月の前月分までかかります。

具体的なケースで解説しましょう。

#### 【ケース1】3月31日に退職する場合

退職日の翌日、つまり4月1日が属する月(4月)の前月(3月)分まで社会保険料がかかります。

⇒3月分の社会保険料については徴収する。

#### 【ケース2】3月30日に退職する場合

3月31日が退職日の翌日なので、社会保険料がかかるのはその前月(2月)分までとなります。

⇒3月分の社会保険料については徴収しない。

#### 【ケース3(例外)】3月1日に入社し、3月15日に退職する場合

例外として、入社月と同一月に退職した場合には、加入月の社会保険料1カ月分が発生します。

◆上記のように、退職日が1日違うだけで、社会保険料は1か月分の違いが出てくるケースがありますので気をつけましょう。

◆当月控除(入社月から社会保険料を控除)の会社は、退職日によっては、社会保険料が返金となるケースもあります。

給与計算の際に、退職日をよく確認しておきましょう。

◆雇用保険料については社会保険料と違い月単位ではなく、最後に支給する給与まで保険料率を掛けた額を天引きします。

## エールからのお願い

### 入社・退社・転居・扶養異動のご連絡のお願い

3月～4月にかけては「入社」「退社」「転居」「扶養家族の就職」「賃金変更」などが多い季節です。上記のような従業員がいらっしゃる場合は事前に弊社までご連絡下さい。  
※既にそのような従業員がいらっしゃる場合は、事後でも構いませんので、お早目にご連絡を頂けますよう宜しくお願い致します。

### 年度更新の時期です

本年も労働保険の年度更新の時期が近づいて参りました。その準備のため、「平成25年4月～平成26年3月」に支払われた賃金の集計を行います。つきましては、上記期間でまだ弊社までご連絡頂いていないものがありましたら、賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送頂きますようご協力をお願い申し上げます。

## スタッフコラム



今月のコラムは、鈴木が担当します。

昨年の3月に結婚式を挙げ、その後、バタバタと毎日が過ぎてしまい、気づくと新婚旅行に行かずにはや一年近くが経っていました…。もうこのまま行くことはないのかなと思い始めていたところ、エール内である計画が進行していました。それは、私が勤続10年とも重なるため、記念の休暇もかねて新婚旅行に行かせようというものでした。おかげさまでお客様をはじめ、エールのメンバーには全面協力をいただき、約1週間のモルディブ旅行に行くことができ、大変感謝しております。本当に有り難うございました。

行きの飛行機の中で、ちょっとしたうれしいサービスを受けたのでご紹介します。機内食を食べ、ゆったりしていると突然通路からキャビンアテンダントに名前を呼ばれ、「ハネムーンに当航空会社を選んでいただいた感謝の気持ちとして記念にこちらをどうぞ」とクマのぬいぐるみがそれぞれペアでプレゼントされました。旅行の申し込みをした旅行会社からあらかじめハネムーンだと伝えていただいていたようなのですが、特別感を感じることができ、その後の旅行期間中もとても楽しく過ごすことができました。

サービスの提供の仕方としてとても素晴らしいと感じたのと同時に、これから私ももっと気配りのあるサービスを提供できるようにしていきたいと思いました。今後ともどうぞよろしくお願い致します。



シュノーケリングで出会ったサメです ↑